

## 錦帯橋世界遺産登録推進 PR キャラクター「美橋とわ」イラスト使用取扱要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、錦帯橋世界文化遺産登録推進協議会（以下「協議会」という。）が保有する錦帯橋世界遺産登録推進 PR キャラクター「美橋とわ」（以下「美橋とわ」という。）のイラストを使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

### (使用手続)

第2条 美橋とわのイラストを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ美橋とわイラスト使用申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に必要な書類を添えて協議会会長（以下「会長」という。）に提出し、その承認を得なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、申請書の提出を省略することができるものとする。

- (1) 協議会が実施する事業に使用するとき。
- (2) 協議会事務局が使用するとき。
- (3) 個人が個人的に使用するとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、会長が適当と認めるとき。

### (使用の禁止)

第3条 美橋とわは、次の各号のいずれかに該当するときは、これを使用することができない。

- (1) 錦帯橋の品位を傷つける、又は傷つける恐れがあるとき。
- (2) 錦帯橋の正しい理解の妨げになる、又は妨げになる恐れがあると認められる場合。
- (3) 美橋とわのイメージを損なう恐れがあると認められるとき。
- (4) 法令又は公序良俗に反し、又は反する恐れがあると認められるとき。
- (5) 特定の個人、法人、団体、政党又は宗教団体を支援し、もしくは公認しているような誤解を与える恐れがあると認められるとき。
- (6) 特定の政治的、宗教的又は思想的主張を表現したものに関する利用と認められるとき。
- (7) 申請者が暴力団員等であることが判明した場合。
- (8) 錦帯橋世界遺産登録推進 PR キャラクター「美橋とわ」使用ガイドラインの趣旨に添わないものや申請者がデザインの修正依頼に対応しない場合。
- (9) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に定める営業を行う者が使用するとき。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、承認することが不適当と認められるとき。

### (使用承認)

第4条 会長は、第2条第1項による申請書の提出があった場合、前条各号のいずれかに該当する場合を除き、美橋とわの使用を承認するものとする。この場合において、会長が必要と認めるときは、条件を付することができる。

2 前項の承認は、美橋とわイラスト使用承認通知書（様式第2号）をもって行うものとする。

3 会長は、美橋とわの使用を承認しない場合、美橋とわイラスト使用不承認通知書（様式

第3号)により申請者に通知するものとする。

(使用料)

第5条 美橋とわの使用に係る使用料は、無料とする。

(使用期間)

第6条 美橋とわの使用期間は、3年を限度とする。

2 前項の使用期間終了後、引き続き美橋とわを使用しようとする者は、改めて第2条の申請を行い、会長の承認を得なければならない。

(使用上の遵守事項)

第7条 美橋とわの使用承認を受けた者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された内容により使用し、会長の指示する条件に従うこと。
- (2) 承認を受けた者は、これを譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) 錦帯橋世界遺産登録推進PRキャラクター「美橋とわ」使用ガイドラインに定められた使用方法と異なる方法で使用しないこと。

(見本品の提出)

第8条 美橋とわの使用承認を受けた者は、その使用に係る物品又はその見本品(写真も可能。)を会長に提出しなければならない。

(承認内容の変更の申請)

第9条 美橋とわの使用承認を受けた者が、承認された内容について変更しようとするときは、あらかじめ、美橋とわイラスト変更使用申請書(様式第4号)を会長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項による変更使用承認については、第4条から第8条までの規定を準用する。

(使用受付台帳)

第10条 会長は、美橋とわに関する申請書の提出を受けたときは、美橋とわ使用受付台帳にその内容を記載するものとする。

(使用状況の報告等)

第11条 会長は、美橋とわの使用承認を受けた者に対し、美橋とわの使用状況について報告を求め、又は実地調査を行うことができるものとする。

(承認の取消し等)

第12条 会長は、美橋とわの使用がこの要領に定める内容に違反していると認められるときは、使用に係る承認を取り消し、又は使用の中止を求めることができる。

2 前項による承認の取消しは、美橋とわイラスト使用承認取消通知書(様式第5号)をもって行うものとする。

(責任の制限)

第13条 前条の規定により美橋とわの使用承認を取り消した場合において、使用承認を受けた者に損害が生じて、会長は、その責を負わないものとする。

2 美橋とわの使用承認を受けた者が、美橋とわの使用によって、第三者に対して損害又は損失を与えた場合において、会長は、損害賠償、損失補償その他法律上の一切の責任を負わないものとする。

(その他)

第 14 条 この要領に定めるもののほか、美橋とわの使用の取扱いにおいて必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要領は、令和 8 年 1 0 月 1 日から施行する。

年 月 日

錦帯橋世界遺産登録推進 PR キャラクター「美橋とわ」イラスト使用申請書

錦帯橋世界文化遺産登録推進協議会会長 様

（申請者）

住 所（所在地）

氏 名（名称及び代表者名）

次のとおり錦帯橋世界遺産登録推進 PR キャラクター「美橋とわ」のイラストを使用したいので、申請します。

|                   |                                 |
|-------------------|---------------------------------|
| 使 用 目 的           |                                 |
| 使 用 方 法           |                                 |
| 使 用 数 量           |                                 |
| 使 用 場 所           |                                 |
| 使 用 期 間<br>（3年以内） | 年 月 日 ～ 年 月 日                   |
| 担 当 者 連 絡 先       | 所 属：<br>氏 名：<br>電話番号：<br>メ ー ル： |

1. 添付書類

- ☐ 企画書（デザイン、レイアウト図、原稿、設計図書等）  
☐ 申請者の概要が分かるもの  
☐ その他参考となる資料

2. データの送付

- ☐ データの送付を希望する ☐ データの送付は不要

錦帯橋世界遺産登録推進 PR キャラクター「美橋とわ」イラスト使用取扱要領第3条(1)から(10)に該当すると認められた場合には、直ちに使用を中止することを誓約します。

氏 名

（名称及び代表者名）

錦帯橋世界遺産登録推進 PR キャラクター「美橋とわ」イラスト使用承認通知書

様

錦帯橋世界文化遺産登録推進協議会会長

年 月 日付けで申請（変更申請）のあった錦帯橋世界遺産登録推進 PR キャラクター「美橋とわ」のイラスト使用について、次のとおり承認します。

記

|                |               |
|----------------|---------------|
| 使 用 目 的        |               |
| 使 用 方 法        |               |
| 使 用 数 量        |               |
| 使 用 場 所        |               |
| 使 用 期 間        | 年 月 日 ～ 年 月 日 |
| 承認にあたっての<br>条件 |               |

1 使用上の厳守事項

- (1) 承認された内容により使用し、会長の指示する条件に従うこと。
- (2) 承認を受けたものは、これを譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) 「錦帯橋世界遺産登録推進 PR キャラクター「美橋とわ」使用ガイドライン」に定められた使用方法と異なる方法で使用しないこと。

2 見本品等の提出

錦帯橋世界遺産登録推進 PR キャラクター「美橋とわ」イラスト使用取扱要領の使用に係る物品等の見本品（写真も可）を会長に提出してください。

様式第3号（第4条関係）

第 号  
年 月 日

錦帯橋世界遺産登録推進 PR キャラクター「美橋とわ」イラスト使用不承認通知書

様

錦帯橋世界文化遺産登録推進協議会会長

年 月 日付けで申請（変更申請）のあった錦帯橋世界遺産登録推進 PR キャラクター「美橋とわ」の使用について、下記の理由により不承認としましたので、錦帯橋世界遺産登録推進 PR キャラクター「美橋とわ」イラスト使用取扱要領第4条第3項の規定により通知します。

記

不承認の理由

錦帯橋世界遺産登録推進 PR キャラクター「美橋とわ」イラスト変更使用申請書

錦帯橋世界文化遺産登録推進協議会会長 様

（申請者）

住 所（所在地）

氏 名（名称及び代表者名）

年 月 日付け 第 号で承認を受けた内容について、次のとおり変更したいので申請します。

|         | 変更前             | 変更後             |
|---------|-----------------|-----------------|
| 使 用 目 的 |                 |                 |
| 使 用 方 法 |                 |                 |
| 使 用 数 量 |                 |                 |
| 使 用 場 所 |                 |                 |
| 使 用 期 間 | 年 月 日～<br>年 月 日 | 年 月 日～<br>年 月 日 |

※変更の内容が分かる資料を添付してください。

錦帯橋世界遺産登録推進 PR キャラクター「美橋とわ」イラスト使用取扱要領第3条(1)から(10)に該当すると認められた場合には、直ちに使用を中止することを誓約します。

氏 名

（名称及び代表者名）

印

様式第 5 号（第 12 条関係）

第 号  
年 月 日

錦帯橋世界遺産登録推進 PR キャラクター「美橋とわ」イラスト使用承認取消通知書

様

錦帯橋世界文化遺産登録推進協議会会長

年 月 日付け 第 号で承認した美橋とわの使用について、下記の理由によりその承認を取り消しますので、錦帯橋世界遺産登録推進 PR キャラクター「美橋とわ」イラスト使用取扱要領第 12 条第 2 項の規定により通知します。

記

取消の理由